

柏崎市 門型標識等修繕計画
(個別施設計画)

平成29(2017)年5月策定

令和5(2023)年3月改定

令和7(2025)年12月一部修正

柏崎市 都市整備部 道路維持課

目次

1	計画策定の背景、目的	1
2	計画期間	1
3	施設の現状	1
4	老朽化対策に関する基本的な方針	1
5	新技術等の活用方針	2
6	費用の縮減に関する具体的な方針	2
7	個別基本方針（マネジメントの方向性）	2
8	個別基本方針に沿った具体的な取組	3
9	添付資料	4
10	計画策定担当部署	4

1 計画策定の背景、目的

本計画は、柏崎市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年2月策定）に基づき、道路の付属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置を含む。）（以下「門型標識等」という。）を対象とし、道路利用者への確実な安全性の確保と、施設の長寿命化に向けた継続的な管理のために策定するものです。

2 計画期間

平成29（2017）年度から令和7（2025）年度まで

3 施設の現状

(1) 対象施設

No.	施設名	管理番号	路線名	建設年次	制限高さ	場所
1	門型標識	228	市道柏崎 21-127号線	平成6 (1994)年	4.0m	柏崎市 大字細越地内
2	門型標識	229	市道柏崎 21-127号線	平成6 (1994)年	4.0m	柏崎市 大字野田地内

(2) 施設の現状

市が管理する門型標識等は、門型標識が2基で、建設後30年未満の比較的新しい施設です。

令和3（2021）年度の定期点検の結果、大きな変状は、確認されませんでした。引き続き、令和8（2026）年度に定期点検を予定しています。

(3) 施設の課題

現在は大きな変状は確認されていませんが、今後、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となってきます。

4 老朽化対策における基本的な方針

本計画の運用により、これまでの致命的な損傷を受けてから大規模な補修や更新をする「事後保全」から、損傷が小さいうちに計画的かつ適切な補修をする「予防保全」に転換することで、より少ない費用で門型標識の長寿命化を図ります。

また、限りある予算を有効的に執行できるよう点検計画の平準化や新技術の活用により門型標識の点検に要する費用の削減に努めます。

5 新技術等の活用方針

本計画の運用において、門型標識の点検や修繕工事に要する費用のコスト削減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省の「新技術情報提供システム（NETIS）」や「点検支援技術性能カタログ」、「新技術利用のガイドライン（案）」、また、新潟県の「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」などを参考にした上で、最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。

新技術の導入（案）として、門型標識2施設の点検において、新技術の採用によりコスト削減が見込まれる場合、「支柱路面境界部検査システム」等を採用し、令和8（2026）年度末までに点検費用約20万円のコスト削減を目標とします。

6 費用の縮減に関する具体的な方針

定期点検により健全度を把握し、日常的な維持管理や予防保全的な修繕等を実施することで、将来的な大規模修繕を回避し、費用の縮減を図ります。

集約化・撤去の検討を行った結果、対象となる管理施設は集落と集落を結ぶ重要な路線であり、隣接する迂回路を通行した場合、2施設とも3km（所要時間4分）を迂回することになり、社会的活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことは困難である。

なお、周辺状況や施設利用状況の変化により、集約化・撤去については、必要に応じて再度検討を行うものとする。

7 個別基本方針（マネジメントの方向性）

(1) 配置、規模及び機能の適正化について

市内には2基の門型標識があります。城山トンネルの高さ制限を案内するための標識のため、今後も継続的に維持補修が必要な施設です。

(2) メンテナンスサイクルの基本的な考え方について

トンネルの老朽化対策を確実に進めるため、点検から始まり、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを構築します。

メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実施します。

(3) 定期点検について

定期点検については、施設単位で実施するものとし、5年に1回の頻度で、近接目視を基本とした点検を実施します。

点検方法は、門型標識等定期点検要領 平成31（2019）年2月 国土交通省道路局」に基づき、実施します。

(4) 健全度評価方法について

点検・調査の結果に基づき、健全性の診断を行い、診断結果により下表のとおり区分します。

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年3月国土交通省告示、同年7月1日施行）

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(5) 対策の優先順位

健全度IVと判定された施設は、最優先で対策を実施します。健全度IIIと判定された施設は、部材単位の健全性の診断結果等を考慮して優先度を決め、対策を実施します。

(6) 記録について

各種点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

(7) 大規模改修・更新について

点検の結果、更新が必要と判断された際は、門型標識以外の形式も視野に入れた検討を行います。

8 個別基本方針に沿った具体的な取組

(1) 点検結果

No.	施設名	管理番号	路線名	施設長	幅員	2巡目点検	点検結果
1	門型標識	228	市道柏崎 21-127号線	5.0m	5.0m	令和3 (2021)年度	II
2	門型標識	229	市道柏崎 21-127号線	5.0m	5.0m	令和3 (2021)年度	II

(2) 対策内容と実施時期

No.	施設名	措置内容	措置実施時期	概算費用（千円）
	該当なし			

9 計画策定担当部署

柏崎市 都市整備部 道路維持課 TEL 0257-43-9129